

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

アルプス電気株式会社定款

【参考】アルプスアルパイン株式会社
定款

アルプス電気株式会社の最終事業年度
に係る計算書類等の内容

アルパイン株式会社

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様
に提供しております。(<http://www.alpine.com/j/investor/information/meeting.html>)

アルプス電気株式会社定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社はアルプス電気株式会社と称しALPS ELECTRIC CO., LTD.と英訳する。

第2条 (目的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子および電気機械器具、同部品ならびに同材料の製造販売
2. 情報通信機器、事務機器、精密機器、光学機器、医療機器、計測機器、制御機器、発電用・送電用・配電用電気機器、産業用電気機器に使用される部分品、部品および材料の製造販売
3. 自動車その他の輸送用機器に使用される部分品および部品の製造販売
4. 前各号に附帯する製造機械器具、製造装置および製造システムプラントの製造販売および賃貸
5. 前各号に附帯する製造技術および加工技術その他サービスの提供ならびに前各号に関連する知的財産の販売および実施許諾
6. 前各号に附帯する投資、調査、研究開発、コンサルティング、不動産の賃貸借および管理、労働者派遣事業、有償職業紹介事業ならびに人材開発に関する事業
7. 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は本店を東京都大田区に置く。

第4条 (機関)

当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は電子公告により行う。

- ②事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は5億株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式の売渡請求）

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

- ②前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

第10条（株式取扱規則）

当会社の単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第12条（基準日）

当会社は毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- ②本定款に定めるもののほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- ②総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集する。
- ③総会の日時、場所および会議の目的たる事項は取締役会で定める。

第14条（議長）

株主総会は取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長と

なる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議方法）

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。但し、総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は18名以内とする。

- ②監査等委員である取締役は、7名以内とする。

第20条（選任）

取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任は累積投票によらない。
- ④補欠の監査等委員である取締役の予選が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（取締役会）

取締役は取締役会を組織し、社務に関する重要事項を議決する。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役会長または取締役社長は取締役会を招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

第24条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、選定する。

- ②取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。

第25条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の1第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条（相談役）

当社は相談役を置くことができる。相談役は取締役会の決議によって選任する。

第29条（取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第30条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第31条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定する。

第32条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第33条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

第34条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

第35条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第36条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第37条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第38条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

沿 革

昭和23年	10月20日	制定
昭和26年	2月16日	改正
昭和26年	11月15日	改正
昭和29年	5月4日	改正
昭和32年	1月17日	改正
昭和33年	11月29日	改正
昭和35年	11月8日	改正
昭和36年	3月3日	改正
昭和36年	5月30日	改正
昭和36年	11月30日	改正
昭和37年	11月30日	改正
昭和38年	11月30日	改正
昭和39年	11月28日	改正
昭和42年	11月28日	改正
昭和49年	11月29日	改正
昭和55年	6月27日	改正
昭和57年	6月29日	改正
昭和61年	6月27日	改正
昭和63年	6月29日	改正
平成2年	6月28日	改正
平成3年	6月27日	改正
平成6年	6月29日	改正
平成10年	6月26日	改正
平成14年	6月27日	改正
平成15年	6月27日	改正
平成17年	6月29日	改正
平成17年	8月1日	改正
平成18年	6月29日	改正
平成22年	6月25日	改正
平成25年	6月21日	改正
平成26年	6月20日	改正
平成28年	6月23日	改正

【参考】 アルプスアルパイン株式会社定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社はアルプスアルパイン株式会社と称しALPS ALPINE CO., LTD.と英訳する。

第2条 (目的)

当社は次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 電子および電気機械器具、同部品ならびに同材料の製造販売
2. 情報通信機器、事務機器、精密機器、光学機器、医療機器、計測機器、制御機器、発電用・送電用・配電用電気機器、産業用電気機器に使用される部分品、部品および材料の製造販売
3. 自動車その他の輸送用機器に使用される部分品および部品の製造販売
4. 録音・録画および同再生装置ならびに音響機械器具の製造販売
5. 自動車用および事務用電子応用機械器具の製造販売
6. 送信および受信用電気機械器具の製造販売
7. ソフトウェアの開発・販売および輸出入ならびに情報処理サービスの提供
8. 前各号に附帯する製造機械器具、製造装置および製造システムプラントの製造販売および賃貸
9. 前各号に附帯する製造技術および加工技術その他サービスの提供ならびに前各号に関連する知的財産の販売および実施許諾
10. 厚生、医療、スポーツ、教養、娯楽に関する施設の運営ならびにこれらに関する事業
11. 運輸・倉庫業およびこれらに関連するサービス業
12. 前各号に附帯する投資、調査、研究開発、コンサルティング、不動産の賃貸借および管理、労働者派遣事業、有償職業紹介事業ならびに人材開発に関する事業
13. 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は本店を東京都大田区に置く。

第4条 (機関)

当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は電子公告により行う。

- ②事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は5億株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式の売渡請求)

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

- ②前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

第10条 (株式取扱規則)

当会社の単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条 (株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第12条 (基準日)

当会社は毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- ②本定款に定めるもののほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第13条 (招集)

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- ②総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会が定めた取締役が招集する。
- ③総会の日時、場所および会議の目的たる事項は取締役会で定める。

第14条 (議長)

株主総会は前条第2項に定める取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (決議方法)

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。但し、総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条 (議事録)

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (員数)

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内とする。

- ②監査等委員である取締役は、7名以内とする。

第20条 (選任)

取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任は累積投票によらない。
- ④補欠の監査等委員である取締役の予選が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（取締役会）

取締役は取締役会を組織し、社務に関する重要事項を議決する。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会の招集通知は、各取締役にに対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役会があらかじめ定めた取締役は取締役会を招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役に招集し、議長となる。

第24条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、選定する。

第25条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条（相談役）

当社は相談役を置くことができる。相談役は取締役会の決議によって選任する。

第29条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 執行役員

第30条（執行役員）

当社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。

- ②執行役員に関する事項は、取締役において定める執行役員規定による。

第6章 監査等委員会

第31条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第32条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定する。

第33条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第7章 会計監査人

第34条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

第35条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第38条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第39条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

アルプス電気株式会社の最終事業年度 に係る計算書類等の内容

事業報告

(自 2017年4月1日)
(至 2018年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では、企業業績や雇用環境が順調さを維持し、個人消費も拡大が続きました。欧州では、ユーロ圏で失業率の低下や輸出増加に伴う企業の設備投資は堅調に、英国でも個人消費が緩やかな回復基調になり、好調さを持続しました。また中国では、公共投資の下支えのもと、輸出の好調などから景気は安定的に推移しました。日本経済は、堅調な企業収益や雇用環境の改善などにより、景気は緩やかな回復を続けています。

当連結会計年度における経営成績の概況については、以下のとおりです。なお、下記に示す売上高は外部顧客に対する売上高であり、報告セグメント間売上高（例：電子部品事業から車載情報機器事業向けの売上（製品の供給）や、物流事業における電子部品事業及び車載情報機器事業向けの売上（物流サービスの提供））は、内部取引売上高として消去しています。

① 電子部品事業

エレクトロニクス業界においては、自動車向け市場でCASE（Connected、Autonomous、Shared & Services、Electric）への開発活動が活発化し、電装化ニーズが更に高まりました。モバイル市場のスマートフォンでは過去数年継続してきた高い成長は減速したものの、大きな市場として存在感を維持しています。ゲーム機向けはVR搭載製品が伸長し、IoT（Internet of Things）市場は、各国で政府主導による活用の動きが活発化しています。

この中で電子部品事業では、第8次中期経営計画の2年目を迎え、車載市場では操作入力用モジュール製品や通信用高周波製品等が全般にわたり堅調でした。民生その他市場では、スマートフォン向け各種製品が期初より高水準で推移し、期末の減少傾向はあったものの、通期で業績を牽引しました。ゲーム機向け製品も順調に伸び、EHII（Energy、Healthcare、Industry、IoT）向けは、IoTをはじめとした様々な市場に向け、具体的な提案活動を進めました。以上に加え、為替が年間を通じて期初想定より円安に推移したこともあり、業績は着実に拡大しました。

[車載市場]

電子部品事業における車載市場では、自動運転車の開発に伴い自動車の電子化の動きが更に加速する中で、電子シフターやドアモジュールなどのモジュール製品、Bluetooth®、W-LAN、LTEなどの通信用高周波製品及びセンサをはじめとした各種車載デバイス製品など、全般にわたって堅調に推移しました。

当連結会計年度における当市場の売上高は2,832億円（前期比10.6%増）となりました。

[民生その他市場]

電子部品事業における民生その他市場では、モバイル市場において、期初よりカメラ用アクチュエータが高水準を維持し、一部地域向けで期末に減速傾向となりましたが、通期では前期を上回る伸びを示し、スイッチなどコンポーネント製品も順調に推移しました。ハプティック®は、ゲーム機市場の活況を受けて好調を持続するとともに、さまざまな市場への展開にも取り組みました。EHIIでは、大手重電企業や電力会社とのエネルギーに関する取り組みが進展し、IoTでは、さまざまな業界に向けて子会社アルプス システム インテグレーション(株)と共同で、ニーズの把握と新規需要の掘り起こしを進めました。

当連結会計年度における当市場の売上高は2,308億円（前期比27.1%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の電子部品事業の売上高は5,140億円（前期比17.4%増）、営業利益は529億円（前期比61.4%増）となりました。

② 車載情報機器事業

カーエレクトロニクス業界は、自動車の電子化が加速する中、インフォテインメントシステムを核とした車載情報分野と、自動運転やAI（人工知能）など新分野との連携が拡大し、業種・業態を超えた競争が激化しました。

このような中、車載情報機器事業（アルパイン(株)・東証一部）では、2017年4月から3カ年の「第14次中期経営計画」を策定しました。この計画に基づき、国内技術開発子会社を吸収合併して技術開発力を強化するとともに、期初に統合した国内製造子会社3社の生産性向上を図るなど、グループ再編による構造改革を推進し、より強固な事業基盤の構築に努めました。また、ソフトウェアの性能や品質向上のため(株)シーズ・ラボとの資本及び業務提携の強化を行い子会社化し、コニカミノルタ(株)が開発した3D AR（拡張現実）技術を活用したHUD（ヘッドアップディスプレイ）の量産化を目指し、同社との共同開発を開始しました。更に、新規ビジネスとして「アルパインスタイル・カスタマイズカー」の販売を開始しました。以上に加え、国内市販市場向けアルパインブランドの車種専用製品や、中国市場における欧州自動車メーカー向け純正品の売上が伸長する中、為替が

期初の想定よりも円安に推移したことから、当初の予想を上回る業績となりました。

以上の結果、当連結会計年度の車載情報機器事業の売上高は2,676億円（前期比10.5%増）、営業利益は137億円（前期比144.2%増）となりました。

③ 物流事業

物流事業の主要顧客である電子部品業界において、年明け以降、スマートフォン向けの需要の減速感が見られたものの、全体を通しては車載関連やスマートフォン向けの生産増加によって好調に推移しました。

このような需要動向のもと、物流事業（(株)アルプス物流・東証二部）では、グローバルに拠点・倉庫・ネットワークの拡充や、新市場の顧客開拓と受託エリアの拡大に向けた営業活動を行い、取扱貨物量の拡大を図るとともに、運送・保管・輸出入各事業それぞれの生産性向上に取り組みました。国内では、千葉県船橋市に倉庫を開設し、今後の輸出入事業の拡大に対応していきます。また、埼玉県加須市に2018年5月、大型倉庫が竣工しました。海外では、香港での事業拡大に伴う倉庫の再編による保管能力の拡張を図り、更に、中国・重慶では重慶支店を開設、ベトナム・ハノイに現地法人、インド・デリー近郊のグルグラムに現地法人を設立しました。北米では米国テキサス州ダラスに営業事務所、メキシコでは2社目の現地法人を設立しました。

以上の結果、当連結会計年度の物流事業の売上高は646億円（前期比5.7%増）、営業利益は49億円（前期比3.0%減）となりました。

以上により、上記の3事業セグメントにその他を加えた当連結会計年度の当社グループにおける連結業績は、売上高8,583億円（前期比13.9%増）、営業利益719億円（前期比62.0%増）、経常利益667億円（前期比56.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益473億円（前期比35.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度の米ドル及びユーロの平均為替レートはそれぞれ、110.85円及び129.70円と、前期に比べ米ドルは2.47円の円安、ユーロは10.91円の円安で推移しました。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当社グループにおいては、新製品対応、顧客に満足される品質の確保と原価低減などを目的として、生産設備の更新や合理化など設備投資を行いました。また、投資案件については十分に精査を行い、不要不急の執行を抑えるなどの対応を取りました。

電子部品事業については、国内外の各事業拠点において、新製品の増産対応や合理化、生産体制の強化などを目的とした機械設備や金型等に対し、総額612億円（前期比241億円増）の投資を行いました。

車載情報機器事業については、新製品開発など戦略投資に絞り込み、総額86億円（前期比6億円増）の投資を行いました。

物流事業については、国内外における拠点や倉庫の整備を目的とした建物や車両運搬具など、総額55億円（前期比35億円増）の投資を行いました。

以上の結果、その他子会社での投資及び連結消去を含む当連結会計年度の当社グループにおける設備投資の総額は、761億円（前期比284億円増）となりました。

当社グループにおける運転資金及び設備投資資金については、主に営業活動によるキャッシュ・フローにて調達しています。当連結会計年度末の借入金残高は704億円（前期比71億円増）となり、運転資金安定のための短期借入金が368億円（前期比6億円減）、将来の事業基盤確立に向けた研究開発や設備投資資金の確保などのための長期借入金が336億円（前期比77億円増）となりました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、不確実性が強まる中で先行きを見通すことが大変困難ですが、エレクトロニクス製品・自動車の需要は、先進国における高機能・多機能化に加えて、中長期的には新興国における需要の増加が牽引役となり、今後も拡大していくものと期待されます。

電子部品事業では、よりエレクトロニクスの重要性が高まる自動車市場、成長は鈍化したものの高機能部品の需要は高いスマートフォン市場、また新たにVR市場が立ち上がりを見せるなど、今後も拡大が見込まれます。当社では、HMI、センサ、コネクティビティの三つの技術領域から優位性の高い製品を継続して生み出し、これらニーズに応じていきます。開発スピードアップ、生産性並びに品質の向上に向けて技術・営業・製造部門が一体となった取り組みを更に強化し、Number1製品を創出していきます。

また、顧客がグローバル各地域に広がり、製品によって短期間で激しい需要増減もある中で、より強固でフレキシブルな生産体制の整備・確立が急務であり、国内外生産拠点の整備を進めるとともに、間接部門を含めた生産性向上により、収益性の強化にもつなげていきます。更に、EHIJ市場では幅広く、さまざまなビジネス形態がある中で、独自の製品開発と他社との協業や提携などによって事業基盤の確立に取り組みます。

車載情報機器事業では、現在の自動車業界は100年に1度とも言われる大きな変革の時代に入っており、特にCASE（Connected、Autonomous、Shared & Services、Electric）と呼ばれる4つの領域においては、つながる車（Connected）、自動運転（Autonomous）、シェアリング（Shared & Services）及び電動化（Electric）等、他の業界に類を見ないほどの大きな変化が生じています。また、IT企業による自動車業界への進出に代表されるように、自動車業界の枠組みを超えた合従連衡の動きは従前よりも格段に加速しています。

当事業では、2018年度以降もCASE領域への経営資源の集中は自動車業界全体のトレンドであり続け、HMI（Human Machine Interface）等のサプライヤーは、単なるモジュール製品の開発だけではなく、自動車全体におけるHMIシステムの提案まで行うことが期待されています。目まぐるしく変化している車載機器の市場環境を踏まえ、当社とアルパイン(株)の強みを融合させた新製品の開発及び市場投入までの期間短縮は喫緊の課題となっており、当事業はアルパイン(株)との経営統合を加速しシナジーを創出することで、これらの課題に速やかに対処して顧客の期待に応えていきます。

物流事業では、主要顧客である電子部品業界は、さまざまな機器や自動車の電子化の進展、そして新興国需要の拡大によって、今後も成長が予想されています。一方で、商品やマーケットの変化に対応した最適地生産・海外シフトや、電子機器・部品の価格競争に伴う生販合理化が進んでおり、顧客の物流改革ニーズは高度化かつ多様化しています。

このような事業環境のもと、電子部品関連の事業をドメインとする当社及び国内外の子会社では、2016年度より3カ年の第3次中期経営計画をスタートしました。中期基本方針として、顧客ごとの「最適物流」を追求しグローバル成長を加速することを掲げ、連結売上高1,000億円の達成と次の飛躍に向けた事業基盤の強化に取り組みました。2017年度に連結売上高1,000億円を達成し、中期経営計画の最終年度となる2018年度は、引き続きNext Actions「高度化する物流QCDSに挑戦」との年度事業方針を掲げました。なお、物流事業では、目標とする経営指標として中期・短期の経営計画で、事業別・地域別の売上高や営業利益など損益目標を定め、PDCAのサイクルにより計画達成を図っています。また、グローバル成長の度合いを測る指標として外販比率（アルプス・グループ以外の売上構成比率）、海外売上比率の目標値を設定し、達成に向けて戦略・施策を推進し、電子部品関連、消費関連それぞれの分野において、更なるグローバル成長を図っていきます。

また、その他の子会社群についても、グループ外部に対する拡販活動の強化などにより、収益への貢献を果たしていきます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第82期 (2014年度)	第83期 (2015年度)	第84期 (2016年度)	第85期 (当連結会計年度) (2017年度)
売上高 (百万円)	748,614	774,038	753,262	858,317
営業利益 (百万円)	53,534	52,327	44,373	71,907
経常利益 (百万円)	57,594	50,038	42,725	66,717
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	34,739	39,034	34,920	47,390
1株当たり当期純利益 (円)	193.81	206.64	178.25	241.91
総資産 (百万円)	570,482	562,856	602,961	671,799
純資産 (百万円)	283,700	331,764	361,114	415,872

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数により算出しています。なお、1株当たり当期純利益の算出に際して、期中平均の発行済株式総数から期中平均の自己株式数を控除しています。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、電子部品、車載情報機器、物流、その他の4事業区分に関する事業を行っており、各事業部門の主要な製品・サービス等は次のとおりです。

(2018年3月31日現在)

事業部門	主 要 製 品	
電子部品	車載市場	インパネ用操作ユニット、ドア用操作モジュール、ステアリングモジュール、キーレスエントリシステム、スイッチ、エンコーダ、多機能操作デバイス、タクトスイッチ®、データ通信モジュール、センサ、電流センサ、可変抵抗器、タッチ入力デバイス、コネクタ、非球面レンズ、ハプティック® リアクタ等
	民生その他市場	アクチュエータ、スイッチ、エンコーダ、多機能操作デバイス、可変抵抗器、コネクタ、非球面レンズ、タッチ入力デバイス、パワーインダクタ、プリント、データ通信モジュール、センサ、電流センサ、タクトスイッチ®、トロイダルコイル、ハプティック® リアクタ等
車載情報機器	自動車用音響機器 (CDプレーヤー、アンプ、オーディオプロセッサ、デジタルラジオ、スピーカー)、自動車用情報・通信機器 (カーナビゲーション、AVシステム、AVN (カーAV・ナビゲーション) 一体機、ディスプレイ製品、DVD製品、カメラシステム、その他周辺機器)、その他 (サービスパーツ (補修用部品)、その他付属品)	
物流	運送・保管・フォワーディング等の総合物流サービス及び資材の仕入販売	
その他	システム開発、オフィスサービス、金融・リース事業等	

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

(2018年3月31日現在)

本 社	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
支 店	関西支店：大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
営 業 所	いわき（福島県いわき市）、宇都宮（栃木県宇都宮市）、厚木（神奈川県厚木市）、浜松（静岡県浜松市）、名古屋（愛知県名古屋市）、広島（広島県広島市）、福岡（福岡県福岡市）
工 場	古川（宮城県大崎市）、古川第2（宮城県大崎市）、涌谷（宮城県遠田郡）、角田（宮城県角田市）、小名浜（福島県いわき市）、平（福島県いわき市）、長岡（新潟県長岡市）
研 究 ・ 開 発 拠 点	仙台開発センター（宮城県仙台市）、古川開発センター（宮城県大崎市）

② 子会社

(2018年3月31日現在)

海 外	ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC.	アメリカ サンタクララ
	ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH	ドイツ ウンターシュライスハイム
	ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国 光州廣域市
	ALPS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市
	NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 浙江省寧波市
	WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省無錫市
	DONGGUAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 広東省東莞市
	ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ トーランス
	ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバージ
	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市
国 内	アルパイン(株)	東京都大田区

(7) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

① 企業集団の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子部品事業	22,260名	428名減
車載情報機器事業	13,175名	216名増
物流事業	5,710名	380名増
その他	1,144名	68名増
合計	42,289名	236名増

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,590名	2名増	43.1歳	19.8年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者は除く。）です。

(8) 重要な子会社の状況 (2018年3月31日現在)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の保有割合(%)	関係内容
ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC.	アメリカ サンタクララ	千USD 36,439	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。役員の兼任等・・・有
ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH	ドイツ ウンターシュライスハイム	千EUR 5,500	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。また製品設計を委託し、機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国 光州廣域市	百万KRW 36,000	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。また製品設計を委託し、機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
ALPS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 377,117	中国国内の統括会社・電子機器及び部品の販売	100	当社が製品を販売しています。役員の兼任等・・・有
NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 浙江省寧波市	千CNY 307,253	電子機器及び部品の製造販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省無錫市	千CNY 286,096	電子機器及び部品の製造販売	100 (89.73)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
DONGGUAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 広東省東莞市	千CNY 47,808	電子機器及び部品の製造販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ トーランス	千USD 53,000	音響機器及び情報通信機器の販売	100 (100)	—
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバージ	千EUR 33,500	音響機器及び情報通信機器の製造販売	100 (100)	—
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 823,907	音響機器及び情報通信機器の販売、開発及び設計	100 (100)	—
アルパイン(株)	東京都大田区	百万円 25,920	音響機器及び情報通信機器の製造販売	41.15 (0.22)	当社が製品を販売し、事務所を賃貸しています。役員の兼任等・・・有

(注) 子会社の議決権に対する所有割合欄の () 内数字は間接所有割合 (内数)

(9) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	17,040百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	9,874百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	8,390百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	7,227百万円

- (注) 1. 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しています。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 500,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数(自己株式2,304,021株を除く。) | 195,904,065株 |
| ③ 株主数 | 44,269名 |
| ④ 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	23,713千株	12.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	14,401	7.35
三井生命保険株式会社	3,591	1.83
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,544	1.80
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	3,434	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	3,292	1.68
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	3,156	1.61
THE BANK OF NEW YORK 132561	2,845	1.45
日本生命保険相互会社	2,750	1.40
三井住友海上火災保険株式会社	2,517	1.28

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2. 野村證券株式会社から、2018年3月23日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、ノムラ インターナショナル ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社の3社で、14,787千株（発行済株式の総数に対する割合7.54%）の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
 3. 三井住友信託銀行株式会社から、2017年12月21日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社の3社で、14,000千株（発行済株式総数に対する割合7.14%）の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
 4. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、2017年10月16日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の4社で、12,097千株（発行済株式の総数に対する割合6.17%）の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しています。
 5. アセットマネジメントOne株式会社から、2017年8月7日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、11,313千株（発行済株式の総数に対する割合5.77%）の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
 6. ドイツ証券株式会社から、2018年3月23日付で提出された大量保有報告書により、同社、ドイツ銀行 ロンドン支店及びドイチェ アセット マネジメント ユーケー リミテッドの3社で、10,235千株（発行済株式の総数に対する割合5.22%）の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
 7. 大和住銀投信投資顧問株式会社から、2017年5月1日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、8,800千株（発行済株式の総数に対する割合4.49%）の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

(2) 新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	アルプス電気株式会社 第1回 新株予約権	アルプス電気株式会社 第2回 新株予約権
発行決議の日	2014年6月20日	2015年6月19日
新株予約権の数	251個	113個
保有者数	取締役（監査等委員であるもの 及び社外取締役を除く。）8名	取締役（監査等委員であるもの 及び社外取締役を除く。）9名
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式 25,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 11,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 141,500円 (1株当たり1,415円)	新株予約権1個当たり 395,700円 (1株当たり3,957円)
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	自 2014年7月29日 至 2054年7月28日	自 2015年7月27日 至 2055年7月26日
新株予約権の行使の主な条件	(注)	(注)

	アルプス電気株式会社 第3回 新株予約権	アルプス電気株式会社 第4回 新株予約権
発行決議の日	2016年6月23日	2017年6月23日
新株予約権の数	239個	170個
保有者数	取締役（監査等委員であるもの 及び社外取締役を除く。）12名	取締役（監査等委員であるもの 及び社外取締役を除く。）12名
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式 23,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 17,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 201,100円 (1株当たり2,011円)	新株予約権1個当たり 305,300円 (1株当たり3,053円)
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	自 2016年7月22日 至 2056年7月21日	自 2017年7月25日 至 2057年7月24日
新株予約権の行使の主な条件	(注)	(注)

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目日が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況 (2018年3月31日現在)

氏名	会社における地位及び 担当又は主な職業	重要な兼職の状況
栗山年弘	取締役社長 (代表取締役)	
木本隆	専務取締役 営業本部長	
笹尾泰夫	常務取締役 コンポーネント事業担当 兼技術本部長	
天岸義忠	常務取締役 品質担当兼生産本部長	
片岡政隆	取締役相談役	アルパイン株式会社 取締役 株式会社アルプス物流 取締役
梅原潤一	取締役 人事・法務・知的財産担当 兼貿易管理担当兼管理本部長	ALPS (CHINA) CO., LTD. 董事長
枝川仁士	取締役 生産本部生産技術担当	
大王丸健	取締役 新規&民生モジュール事業担当 兼技術本部副本部長	
岡安明彦	取締役 生産本部資材担当	
佐伯哲博	取締役 営業本部副本部長兼グローバル 営業統括部長兼管理本部情報シ ステム担当	
氣賀洋一郎	取締役 経営企画、経理・財務、総務・ 環境担当	
佐藤浩行	取締役 車載モジュール事業担当 兼技術本部副本部長	
高村秀二	取締役 (監査等委員) (常勤)	
藤井康裕	取締役 (監査等委員)	
飯田隆	取締役 (監査等委員) 弁護士	株式会社島津製作所 社外監査役 日本電信電話株式会社 社外監査役
秋山洋	取締役 (監査等委員) 弁護士	YKK株式会社 社外監査役
國吉卓司	取締役 (監査等委員) 公認会計士	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)飯田隆氏、秋山洋氏、國吉卓司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役(監査等委員)國吉卓司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 当社は取締役(監査等委員)高村秀二氏を常勤の監査等委員として選定しています。当社が常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の重要な会議に出席すると共に、重要な情報の収集及び報告の受領等を日常的に行うためです。
4. 当社は取締役(監査等委員)飯田隆氏、秋山洋氏、國吉卓司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数
取締役の報酬等の額は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	525 (-)	316 (-)	157 (-)	51 (-)	12 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	62 (28)	62 (28)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外取締役)	588 (28)	378 (28)	157 (-)	51 (-)	17 (3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 当事業年度末日における取締役(監査等委員を除く。)は12名、取締役(監査等委員)5名(うち社外取締役3名)です。
3. 賞与には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
4. スtock・オプションには、当事業年度における費用計上額を記載しています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職状況

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員)	飯田 隆	株式会社島津製作所 日本電信電話株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	秋山 洋	YKK株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役（監査等委員）飯田隆氏は、2017年度の取締役会12回の全て（出席率100％）に、また監査等委員会13回の全て（出席率100％）に出席し、主に弁護士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。
- ・取締役（監査等委員）秋山洋氏は、2017年度の取締役会12回の全て（出席率100％）に、また監査等委員会13回の全て（出席率100％）に出席し、主に弁護士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。
- ・取締役（監査等委員）國吉卓司氏は、2017年度の取締役会12回の全て（出席率100％）に、また監査等委員会13回の全て（出席率100％）に出席し、主に公認会計士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	332	7
連結子会社	327	28
計	660	36

- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社は非監査業務として、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務に対して対価を支払っています。
4. 当社の報酬等の額には、アルパイン株式会社との経営統合に伴い、米国証券法に基づき提出する登録申請書様式F-4に関する連結財務諸表にかかる監査報酬240百万円が含まれます。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、以下に記載する9社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る）を受けています。

1. ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH
2. ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.
3. ALPS (CHINA) CO., LTD.
4. NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
5. WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
6. DONGGUAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
7. ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.
8. ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.
9. ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において決議した最新の基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置付け、アルプスグループ経営規範（グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章）を制定し、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備します。

イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

(Ⅰ) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。

(Ⅱ) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役（以下「独立社外取締役」といいます。）の候補者を複数選定します。そして、独立社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。

(Ⅲ) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。

(Ⅳ) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。

(Ⅴ) 当社は、子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款適合性を確保するために、以下の体制を整備します。

(ⅰ) 電子部品事業のセグメントに属する子会社について

当社は、電子部品事業のセグメントに属する子会社（以下「電子部品事業セグメント構成会社」といいます。）の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は各電子部品事業セグメント構成会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

(ii) アルパイン株式会社及び株式会社アルプス物流について

当社子会社のうち、上場企業であり、かつ当社グループにおける車載情報機器事業、物流事業の各セグメント基幹会社である上記2社（以下「上場子会社」といいます。）は、当社グループの企業理念及び行動指針を踏まえ、各々のセグメントを構成するグループごとに内部統制に係る体制を構築します。また当社は、上場子会社と当社グループの内部統制の構築に係る連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、グループコンプライアンス憲章、コンプライアンス基本規定を定めるとともに、それらの具体的内容を明確にした各種の社内規定を定めています。
 - ・取締役については、選任基準に基づいて取締役候補者を選定し、株主総会に提案しています。
 - ・当事業年度は取締役会を12回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規則・細則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、事前確認規定に基づき管理担当取締役及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。
 - ・コンプライアンス教育については、役員に対しては就任時及び再任時等に、従業員に対しては入社時及び定期的に実施しています。
 - ・当社は、電子部品セグメント構成会社経営管理規定に基づき、子会社への経営指導・管理を行うとともに、コンプライアンス等に関する活動を支援しています。また、上場子会社とアルプスグループの運営及び管理に関する契約書を結び、グループ運営・管理に関する事項を定めるとともに、上場会社たる各社の独立性を維持しつつ、社長会やグループ監査等委員会連絡会などを定例的に開催し、グループとしての経営の相乗効果と適正化を図り、適切な内部統制を構築すべく取り組んでいます。
- . 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (I) 当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。
 - (II) 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・ 当社は、取締役会規則・細則を定め、議事録の作成・保管その他取締役会の運営等を明確にするとともに、文書管理規定、情報管理規定及び秘密情報管理規定等を制定し、それらに基づいた情報の管理を行っています。また、当社子会社はそれぞれ、電子部品セグメント構成会社経営管理規定、上場子会社は運営及び管理に関する契約等に基づき、各社の執行状況等について当社に報告しています。

八. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (Ⅰ) 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
- (Ⅱ) 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、電子部品事業セグメント構成会社については、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。上場子会社については、各社及びそのグループ内においてその業務執行に係るリスクを踏まえた体制を整備し、当社は、上場子会社と連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・ 当社は、リスクマネジメント方針の下、危機管理規定等の規定を定め、災害・事故・業務など経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。
- ・ 当社子会社に対しては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備しています。電子部品事業セグメント構成会社は、電子部品セグメント構成会社経営管理規定に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。また、上場子会社については、社長会やグループ監査等委員会連絡会などを定例的に開催し、グループ間の連携を図っています。

二. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (Ⅰ) 当社は、機能別本部に加え、事業担当制を導入し、それぞれに担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
- (Ⅱ) 当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。

(Ⅲ) 当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、電子部品事業セグメント構成会社については各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備するとともに、上場子会社については経営の状況報告を受けその進捗を確認しつつ連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、営業、技術、生産、管理、品質等の機能別組織に加え、事業領域別にコンポーネント、車載モジュール、新規市場&民生モジュールの事業担当制を敷き、それぞれに担当取締役を設置して責任を明確にしています。
- ・当社では、3年ごとに中期経営計画、毎年短期経営計画を策定し、取締役会にて審議・決定を行っています。これらの計画については、半期ごとに経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行っています。また、各担当取締役は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会にて毎月報告しています。
- ・電子部品事業セグメント構成会社については、それぞれに担当取締役を定め、各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるように指導、監督しています。上場子会社については、各社社長から当社取締役会で経営の状況報告を受けその進捗を確認し、社長会で経営の連携を図っています。

ホ. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

- (Ⅰ) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
- (Ⅱ) 当社は、当社グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
- (Ⅲ) 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」といいます。）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
- (Ⅳ) 当社の内部監査部門は、当社及び電子部品事業セグメント構成会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を取締役会並びに監査等委員会及び会計監査人に報告します。また、上場子会社については、各社の内部監査部門が各社及びそのグループ内を対象として監査を行うとともに、当社の内部監査部門と連携します。

(V) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】

- ・当社は、グループコンプライアンス憲章を定め、グループ全体で共有しています。グループ内における取引については、電子部品事業セグメント構成会社ではグループ会社価格基準、また、上場子会社とはアルプスグループの運営及び管理に関する契約書に基づいて、適正な取引を行っています。
- ・当社は、倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報や社内ポータルサイトのホームページ等で通報窓口を周知しています。倫理ホットラインの運用状況については、管理担当取締役が確認を行い、半期ごとに取締役会に報告しています。
- ・当社は、半期ごとにグループ倫理ホットライン連絡会を開催し、上場子会社と倫理ホットラインの運用状況や課題等を協議、共有化しています。
- ・内部監査部門は、中期及び年次の内部監査計画に基づき、当社の製造・販売拠点の内部監査のほか、公的補助金の管理・運用に関する監査、貿易業務に関する監査、電子部品事業セグメントの海外現地法人に対する内部監査を実施しました。また、電子部品事業セグメントのグローバルでの情報管理監査を情報システム部門と連繋して実施しました。内部監査の結果については、監査終了後に取締役会と監査等委員会に報告しています。
- ・上場子会社については、各社の内部監査部門が各社及びそのセグメント構成会社を対象とした内部監査を行い、グループ監査等委員会連絡会などで各社の状況や課題を共有しています。
- ・当社の監査等委員は、定期的に国内の子会社の社長等と面談を行っています。また、海外子会社の社長等とは往査時に面談するほか、経営計画会議などの場を利用して面談、情報交換をしています。

ハ、監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下「監査等委員会補助スタッフ」といいます。）を配置します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設け、専任の監査等委員会補助スタッフを配置しています。

ト. 当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (I) 監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
- (II) 当社は、常勤の監査等委員の同意の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会補助スタッフは他の職務を兼任せず監査等委員会の指揮命令下にあり、人事異動・考課は常勤監査等委員の同意を得て実施しています。

チ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- (I) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査等委員会へ報告を行います。
- (II) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、取締役が監査等委員会に報告ができる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員、コンプライアンス担当部門長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用、周知しています。

リ. 当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- (I) 当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役等が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告する体制を整備します。
- (II) 当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・国内の当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項については、当該子会社の取締役・監査役（上場子会社を除く。）・従業員が当社の監査等委員会に報告できる体制として、当社の常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員、コンプライアンス担当部門長を窓口とする倫理ホットライン制度を設置、運営、周知しています。
 - ・主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当取締役、常勤監査等委員及び社外取締役である監査等委員に報告しています。
- ヌ. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報したことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、倫理ホットライン規定により、当社及び当社子会社の取締役、監査役（当社及び上場子会社を除く。）及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。
- ル. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について
当社は、監査等委員の職務の執行において生ずる費用について、監査等委員の請求があった場合に、会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理します。

【運用状況の概要】

- ・監査等委員の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、実際に支出した費用を監査等委員の請求に基づいて、償還しています。なお当事業年度は、監査等委員から緊急又は臨時に支出する費用の請求は受けていません。
- ヲ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
（Ⅰ）監査等委員は、経営計画会議等の重要な社内会議に出席するなど、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行うこととします。

- (Ⅱ) 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るために、定期及び随時に会合を行うこととします。
- (Ⅲ) 監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

【運用状況の概要】

- ・ 監査等委員は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席する他、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
- ・ 監査等委員は、内部監査部門及び会計監査人とグループ監査等委員会連絡会や監査等結果報告会など定期及び随時に会合を行い、情報や課題を共有しています。
- ・ 監査等委員会監査基準で外部の専門家を使用できることを明記しています。

ワ. 財務報告の適正を確保するための体制

当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部門内に設置し、社内関係部門及び警察等外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、対応部門に対する社内研修を実施するなどの教育を併せて行っています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分は、電子部品事業における連結業績をベースに、①株主への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保のこれらの3つのバランスを考慮して決定することを基本方針としています。

毎事業年度における剰余金の配当については、第2四半期末日を基準日とする中間配当と期末配当の年2回とし、それぞれの決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当についても取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。

当事業年度の配当については、上記基本方針のもと、業績動向、財務体質強化、株主の皆様への配当に対するご期待等を勘案し、中間配当として1株当たり17円を実施、期末配当については20円とし、年間配当を37円と予定しています。この結果、当事業年度の配当性向は21.9% (個別) となりました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2017年10月30日 取締役会決議	3,330	17.00
2018年6月22日 定時株主総会決議 (予定)	3,918	20.00

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 流 動 資 産			I 流 動 負 債		
1. 現金及び預金		121,554	1. 支払手形及び買掛金		73,764
2. 受取手形及び売掛金		160,107	2. 短期借入金		36,810
3. 商品及び製品		59,693	3. 未払費用		18,151
4. 仕掛品		11,496	4. 未払法人税等		7,602
5. 原材料及び貯蔵品		24,936	5. 繰延税金負債		81
6. 繰延税金資産		9,641	6. 賞与引当金		11,991
7. その他		22,955	7. 役員賞与引当金		259
貸倒引当金		△436	8. 製品保証引当金		6,960
流動資産合計		409,948	9. その他の引当金		253
II 固 定 資 産			10. その他		41,867
1. 有形固定資産			流動負債合計		197,742
(1) 建物及び構築物	134,447		II 固 定 負 債		
減価償却累計額及び減損損失累計額	△95,739	38,708	1. 長期借入金		33,610
(2) 機械装置及び運搬具	232,870		2. 繰延税金負債		4,489
減価償却累計額及び減損損失累計額	△163,616	69,254	3. 退職給付に係る負債		14,262
(3) 工具器具備品及び金型	136,845		4. 役員退職慰労引当金		223
減価償却累計額及び減損損失累計額	△116,956	19,888	5. 環境対策費用引当金		590
(4) 土地		30,574	6. その他		5,008
(5) 建設仮勘定		27,465	固定負債合計		58,184
有形固定資産合計		185,891	負 債 合 計		255,926
2. 無形固定資産		18,572	(純 資 産 の 部)		
3. 投資その他の資産			I 株 主 資 本		
(1) 投資有価証券		25,261	1. 資本金		38,730
(2) 繰延税金資産		9,752	2. 資本剰余金		56,065
(3) 退職給付に係る資産		46	3. 利益剰余金		213,790
(4) その他		25,048	4. 自己株式		△3,497
貸倒引当金		△2,722	株主資本合計		305,088
投資その他の資産合計		57,386	II その他の包括利益累計額		
固定資産合計		261,850	1. その他有価証券評価差額金		4,734
資 産 合 計		671,799	2. 繰延ヘッジ損益		△0
			3. 土地再評価差額金		△505
			4. 為替換算調整勘定		△5,339
			5. 退職給付に係る調整累計額		△2,800
			その他の包括利益累計額合計		△3,912
			III 新 株 予 約 権		333
			IV 非 支 配 株 主 持 分		114,362
			純 資 産 合 計		415,872
			負 債 純 資 産 合 計		671,799

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2017年4月1日)
(至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		858,317
II 売上原価		669,721
売上総利益		188,596
III 販売費及び一般管理費		116,688
営業利益		71,907
IV 営業外収益		
1. 受取利息	560	
2. 受取配当金	426	
3. 金型精算益	347	
4. 補助金収入	309	
5. 雑収入	853	2,497
V 営業外費用		
1. 支払利息	768	
2. 為替差損	3,064	
3. 持分法による投資損失	25	
4. 支払手数料	2,354	
5. 雑支出	1,474	7,687
経常利益		66,717
VI 特別利益		
1. 固定資産売却益	366	
2. 持分変動利益	147	
3. その他	98	612
VII 特別損失		
1. 固定資産除売却損	880	
2. 減損損失	275	
3. 投資有価証券評価損	767	
4. その他	182	2,107
税金等調整前当期純利益		65,222
法人税、住民税及び事業税	13,350	
法人税等調整額	△3,059	10,291
当期純利益		54,931
非支配株主に帰属する当期純利益		7,541
親会社株主に帰属する当期純利益		47,390

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(参考情報)

【連結損益及び包括利益計算書】(監査対象外)

連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

売上高	858,317
売上原価	669,721
売上総利益	188,596
販売費及び一般管理費	116,688
営業利益	71,907
営業外収益	
受取利息	560
受取配当金	426
金型精算益	347
補助金収入	309
雑収入	853
営業外収益合計	2,497
営業外費用	
支払利息	768
為替差損	3,064
持分法による投資損失	25
支払手数料	2,354
雑支出	1,474
営業外費用合計	7,687
経常利益	66,717
特別利益	
固定資産売却益	366
持分変動利益	147
その他	98
特別利益合計	612
特別損失	
固定資産除売却損	880
減損損失	275
投資有価証券評価損	767
その他	182
特別損失合計	2,107
税金等調整前当期純利益	65,222
法人税、住民税及び事業税	13,350
法人税等調整額	△3,059
法人税等合計	10,291
当期純利益	54,931
(内訳)	
親会社株主に帰属する当期純利益	47,390
非支配株主に帰属する当期純利益	7,541

その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1,176
繰延ヘッジ損益	△1
為替換算調整勘定	4,010
退職給付に係る調整額	2,696
持分法適用会社に対する持分相当額	△36
その他の包括利益合計	<u>7,845</u>
包括利益	<u>62,776</u>
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	52,971
非支配株主に係る包括利益	9,805

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2017年4月1日
至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	38,730	56,071	172,677	△3,493	263,985
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,268		△6,268
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益 当 期 純 利			47,390		47,390
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			△8		△8
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		△5			△5
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△5	41,112	△3	41,103
当 期 末 残 高	38,730	56,065	213,790	△3,497	305,088

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	4,479	△0	△506	△8,481	△4,976	△9,483	248	106,365	361,114
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当									△6,268
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益 当 期 純 利									47,390
自 己 株 式 の 取 得									△3
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩									△8
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動									△5
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	255	△0	0	3,141	2,176	5,571	85	7,997	13,654
当 期 変 動 額 合 計	255	△0	0	3,141	2,176	5,571	85	7,997	54,757
当 期 末 残 高	4,734	△0	△505	△5,339	△2,800	△3,912	333	114,362	415,872

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

<連結注記表>

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 86社

主要な子会社については「事業報告」の「1. 企業集団の現況 (8) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

なお、ALPS LOGISTICS MEXICO EXPRESS, S.A. DE C.V.、ALPS LOGISTICS INDIA PRIVATE LIMITED、ALPS LOGISTICS VIETNAM CO., LTD. 等の4社は新規設立により、(株)シーズ・ラボは株式を追加取得したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めています。

アルパイン技研(株)は、連結子会社であるアルパイン(株)を存続会社とする吸収合併により消滅し、アルパインテクノ(株)及びアルパインプレジジョン(株)は、連結子会社であるアルパインマニュファクチャリング(株)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 非連結子会社について

非連結子会社はALPINE DO BRASIL LTDA. をはじめとする4社です。いずれも総資産額、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)の観点からみて小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 5社

(持分法適用関連会社)

NEUSOFT XIKANG ALPS (SHENYANG) TECHNOLOGY CO., LTD.

(株)デバイス&システム・プラットフォーム開発センター

NEUSOFT CORPORATION

NEUSOFT REACH AUTOMOTIVE TECHNOLOGY (SHANGHAI) CO., LTD.

DALIAN NEUSOFT HOLDINGS CO., LTD.

なお、当連結会計年度において、持分法適用関連会社であるSHENYANG XIKANG ALPS TECHNOLOGIES CO., LTD.は、NEUSOFT XIKANG ALPS (SHENYANG) TECHNOLOGY CO., LTD.に社名変更しています。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(2) 持分法非適用子会社及び関連会社について

持分法を適用していない非連結子会社はALPINE DO BRASIL LTDA. をはじめとする4社、関連会社は5社であり、いずれも当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)の観点からみて小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社86社のうち52社の決算日は連結決算日に一致しています。34社の決算日は12月31日です。連結計算書類作成に当たっては、12月31日が決算日の34社のうち電子部品事業に属する10社、車載情報機器事業に属する6社及びその他事業に属する1社は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しています。

決算日の異なるその他の連結子会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

②デリバティブ

時価法を採用しています。

③たな卸資産

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を、アジアの連結子会社は主として総平均法による低価法を、また、欧米の連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

主に定額法を採用しています。一部の国内連結子会社は定率法を採用していますが、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～80年

機械装置及び運搬具 1～17年

工具器具備品及び金型 1～20年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(2～10年)に基づく定額法を採用しています。市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法を採用しています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金

従業員の賞与金の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しています。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しています。

④製品保証引当金

販売した製品に係るクレーム費用の発生又はアフターサービスの支払いに備えるため、当該費用の発生額を個別に見積れるものは個別に見積り、個別に見積れないものは、売上高に対する過去の実績率に基づき見積計上しています。

⑤役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。

⑥環境対策費用引当金

土壌汚染対策や有害物質の処理などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しています。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によるヘッジ会計を行っています。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
先物為替予約	外貨建債権債務等
通貨オプション	外貨建債権債務等
金利スワップ	変動金利債務

③ヘッジ方針

先物為替予約取引及び通貨オプション取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で実施しており、取引額は現有する外貨建債権債務及び売上・仕入予定額の範囲に限定しています。

金利スワップ取引は、現存する変動金利債務に対し、金利上昇リスクを回避する目的で行っています。

④ヘッジ有効性評価の方法

先物為替予約取引については、為替の変動の累計を比率分析する方法によっています。

金利スワップ取引については、金利変動の累計を比率分析する方法によっています。なお、特例処理の要件を満たすと判断される場合、その判定をもって有効性の評価に代えています。

⑤その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

特記すべき事項はありません。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に際し、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に基づいています。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年、ただし一部の国内連結子会社は13年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（主に12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間で均等償却しています。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

②連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しています。

未適用の会計基準等

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日改正 企業会計基準委員会）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日最終改正 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものです。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

2019年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

表示方法の変更

(連結損益計算書)

(1) 金型精算益

前連結会計年度において営業外収益の「雑収入」に含めて表示していましたが「金型精算益」は、当連結会計年度において重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前連結会計年度は営業外収益の「雑収入」に152百万円含まれています。

(2) 補助金収入

前連結会計年度において営業外収益の「雑収入」に含めて表示していましたが「補助金収入」は、当連結会計年度において重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前連結会計年度は営業外収益の「雑収入」に296百万円含まれています。

(3) 保険返戻金

前連結会計年度において区分掲記していましたが営業外収益の「保険返戻金」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しています。

(4) 支払手数料

前連結会計年度において営業外費用の「雑支出」に含めて表示していましたが「支払手数料」は、当連結会計年度において重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前連結会計年度は営業外費用の「雑支出」に349百万円含まれています。

(5) 減損損失

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していましたが「減損損失」は、当連結会計年度において重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前連結会計年度は特別損失の「その他」に164百万円含まれています。

(6) 固定資産圧縮損

前連結会計年度において区分掲記していましたが特別損失の「固定資産圧縮損」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

建物及び構築物	1,733百万円
土地	1,389 //
上記に対応する債務	
長期借入金	60百万円
短期借入金	96 //
(一年以内返済予定の長期借入金)	

2. のれん

「のれん」は、当連結会計年度において資産の総額の100分の1以下であるため、「無形固定資産」に含めて表示しています。

3. 土地の再評価

一部の国内連結子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っています。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額を純資産の部の「土地再評価差額金」(非支配株主負担分は「非支配株主持分」)として計上しています。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号に定める固定資産税評価額に基づき算出しています。

・再評価を行った年月

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価

△971百万円

と再評価後の帳簿価額との差額

4. 貸出コミットメントライン(借入側)

当社及び連結子会社の一部は、流動性を確保し、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関8社と貸出コミットメント契約を締結しています。

当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	40,000百万円
借入実行残高	900 //
差引額	39,100 //

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 期末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	198,208	—	—	198,208
合計	198,208	—	—	198,208
自己株式				
普通株式(注)	2,302	1	—	2,304
合計	2,302	1	—	2,304

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,938	15.00	2017年 3月31日	2017年 6月26日
2017年10月30日 取締役会	普通株式	3,330	17.00	2017年 9月30日	2017年 11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,918	20.00	2018年 3月31日	2018年 6月25日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 77,300株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子部品製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入によって調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約及び通貨オプションを利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内に支払期日が到来するものです。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち変動金利の借入金は金利の上昇リスクに晒されていますが、長期のものの一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、顧客与信管理規定に従い、販売部門長が取引先に対する受注及び債権の与信額残高を管理するとともに、与信管理部門が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしています。また、当社は、借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用しています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行企業の財務状況を把握し、市況や発行企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引方針・取引権限等を定めた管理規定に従い、担当部門が決裁者の承認を得て行っています。取引実績は取締役会に報告しています。

連結子会社についても、当社と同様の管理を行っています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、事業計画に基づき、財務部門で適時に資金計画表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	121,554	121,554	—
(2) 受取手形及び売掛金	160,107	160,107	—
(3) 投資有価証券(※1)	23,845	28,723	4,878
(4) 支払手形及び買掛金	(73,764)	(73,764)	—
(5) 短期借入金(※2)	(36,810)	(36,810)	—
(6) 長期借入金	(33,610)	(33,527)	△83
デリバティブ取引(※3)	678	678	—

(*) 負債に計上されているものについては()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価については株式は期末日の市場価格に基づいています。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

- (※1) 非上場株式、非連結子会社株式、関連会社株式及びその他(連結貸借対照表計上額1,416百万円)については、市場価格がなく、時価を把握するのが極めて困難と認められることから、投資有価証券には含めていません。
- (※2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該短期借入金を含めて記載しています。
- (※3) 先物為替予約取引によって生じた正味の債権債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には()で示しています。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,537円37銭
2. 1株当たり当期純利益	241円91銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	241円82銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

純資産の部の合計額（百万円）	415,872
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	114,695
（うち新株予約権（百万円））	(333)
（うち非支配株主持分（百万円））	(114,362)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	301,176
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	195,904

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	47,390
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	47,390
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,904
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	—
普通株式増加数（千株）	73
（うち新株予約権（千株））	(73)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
1. 現金及び預金	25,550	1. 買掛金	48,820
2. 受取手形	897	2. 短期借入金	24,848
3. 売掛金	88,751	3. リース債務	119
4. 商品及び製品	15,543	4. 未払金	26,932
5. 仕掛品	5,371	5. 未払費用	4,556
6. 原材料及び貯蔵品	5,333	6. 未払法人税等	2,284
7. 前渡金	31	7. 前受金	312
8. 前払費用	1,505	8. 預り金	212
9. 繰延税金資産	5,556	9. 賞与引当金	5,859
10. 未収入金	9,616	10. 役員賞与引当金	156
11. 関係会社短期貸付金	15,095	11. 製品保証引当金	1,469
12. その他	1,070	12. たな卸資産損失引当金	296
貸倒引当金	△73	13. その他	139
流 動 資 産 合 計	174,249	流 動 負 債 合 計	116,009
II 固 定 資 産		II 固 定 負 債	
1. 有 形 固 定 資 産		1. 長期借入金	25,000
(1) 建物	10,197	2. リース債務	77
(2) 構築物	785	3. 長期未払金	627
(3) 機械及び装置	27,344	4. 退職給付引当金	4,345
(4) 車両運搬具	67	5. 環境対策費用引当金	590
(5) 工具、器具及び備品	2,656	6. 資産除去債務	308
(6) 金型	2,911	7. その他	89
(7) 土地	17,255	固 定 負 債 合 計	31,038
(8) 建設仮勘定	15,852	負 債 合 計	147,047
有 形 固 定 資 産 合 計	77,070	(純 資 産 の 部)	
2. 無 形 固 定 資 産		I 株 主 資 本	
(1) 特許権	92	1. 資 本 本 金	38,730
(2) 借地権	236	2. 資 本 剰 余 金	
(3) ソフトウェア	10,483	資本準備金	53,830
(4) 電話加入権	42	その他資本剰余金	3,514
(5) 施設利用権	0	資本剰余金合計	57,344
無 形 固 定 資 産 合 計	10,855	3. 利 益 剰 余 金	
3. 投 資 そ の 他 の 資 産		その他利益剰余金	
(1) 投資有価証券	2,627	繰越利益剰余金	79,737
(2) 関係会社株式	39,854	その他利益剰余金合計	79,737
(3) 出資金	12	利 益 剰 余 金 合 計	79,737
(4) 関係会社出資金	11,187	4. 自 己 株 式	△3,497
(5) 従業員に対する長期貸付金	99	株 主 資 本 合 計	172,314
(6) 更生債権	2,606	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
(7) 長期前払費用	484	その他有価証券評価差額金	819
(8) 前払年金費用	151	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	819
(9) 差入保証金	67	III 新 株 予 約 権	180
(10) 繰延税金資産	3,669	純 資 産 合 計	173,315
(11) その他	60	負 債 純 資 産 合 計	320,362
貸倒引当金	△2,634		
投資その他の資産合計	58,187		
固 定 資 産 合 計	146,113		
資 産 合 計	320,362		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(自 2017年4月1日
至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		462,158
II 売上原価		377,510
売上総利益		84,648
III 販売費及び一般管理費		54,967
営業利益		29,680
IV 営業外収益		
1. 受取配当金	6,331	
2. 雑収入	910	7,242
V 営業外費用		
1. 為替差損	1,880	
2. 支払手数料	1,177	
3. 雑支出	851	3,909
経常利益		33,013
VI 特別利益		
1. 固定資産売却益	260	
2. その他	1	261
VII 特別損失		
1. 固定資産除売却損	597	
2. 投資有価証券評価損	627	
3. その他	252	1,477
税引前当期純利益		31,797
法人税、住民税及び事業税	1,703	
法人税等調整額	△2,990	△1,287
当期純利益		33,084

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2017年4月1日)
(至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	38,730	53,830	3,514	57,344	52,921	52,921	△3,493	145,502	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△6,268	△6,268		△6,268	
当 期 純 利 益					33,084	33,084		33,084	
自己株式の取得							△3	△3	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	26,815	26,815	△3	26,812	
当 期 末 残 高	38,730	53,830	3,514	57,344	79,737	79,737	△3,497	172,314	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	544	544	128	146,175
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△6,268
当 期 純 利 益				33,084
自己株式の取得				△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	275	275	51	327
当 期 変 動 額 合 計	275	275	51	27,139
当 期 末 残 高	819	819	180	173,315

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

<個別注記表>

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しています。
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。)
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しています。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しています。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品及び製品、仕掛品、原材料
総平均法による原価法を採用しています。
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - (2) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法を採用しています。
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3 ～ 50年
機械及び装置	1 ～ 9年
工具、器具及び備品	1 ～ 15年
金型	1 ～ 5年
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
定額法を採用しています。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5～10年) に基づく定額法を採用しています。市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法を採用しています。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しています。
所有権移転外ファイナンス・リース
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

- (4) 長期前払費用
定額法を採用しています。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。
6. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与金の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。
- (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。
- (4) 製品保証引当金
販売した製品に係るクレーム費用の発生に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積もって計上しています。
また、個別に見積り計上していない製品保証費用は、売上高に対する過去の実績率に基づき、当該費用の発生見込額を計上しています。
- (5) たな卸資産損失引当金
仕入先の所有するたな卸資産を当社が購入することに伴い発生する損失に備えるため、当社が負担することとなる損失の見積額を引当計上しています。
- (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
退職給付債務の算定に際し、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に基づいています。
数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（14～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。
なお、当事業年度末においては、一部の退職年金制度について、退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として計上しています。
- (7) 環境対策費用引当金
土壌汚染対策や有害物質の処理などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しています。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によるヘッジ会計を行っています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
先物為替予約	外貨建債権債務等
通貨オプション	外貨建債権債務等
金利スワップ	変動金利債務

(3) ヘッジ方針

先物為替予約取引及び通貨オプション取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で実施しており、取引額は現有する外貨建債権債務及び売上・仕入予定額の範囲に限定しています。

金利スワップ取引は、現存する変動金利債務に対し、金利上昇リスクを回避する目的で行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

先物為替予約取引については、為替変動の累計を比率分析する方法によっています。

金利スワップ取引については、金利変動の累計を比率分析する方法によっています。なお、特例処理の要件を満たすと判断される場合、その判定をもって有効性の判定に代えています。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

表示方法の変更

(損益計算書)

- (1) 前事業年度において区分掲記していましたが営業外費用の「休止固定資産減価償却費」は、重要性が乏しいため、当事業年度において、営業外費用の「雑支出」に含めて表示しています。
- (2) 前事業年度において営業外費用の「雑支出」に含めて表示していましたが「為替差損」は、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。
なお、前事業年度は営業外費用の「雑支出」に118百万円含まれています。
- (3) 前事業年度において営業外費用の「雑支出」に含めて表示していましたが「支払手数料」は、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。
なお、前事業年度は営業外費用の「雑支出」に252百万円含まれています。
- (4) 前事業年度において区分掲記していましたが特別利益の「投資有価証券売却益」は、重要性が乏しいため、当事業年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しています。
- (5) 前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示していましたが「固定資産売却益」は、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。
なお、前事業年度は特別利益の「その他」に88百万円含まれています。
- (6) 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示していましたが「投資有価証券評価損」は、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。
なお、前事業年度は特別損失の「その他」に0百万円含まれています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 171,438百万円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれています。
2. 債務保証
以下の関係会社の出店契約及び土地賃借契約について、債務保証を行っています。

保証先	金額	内容
(株)アルプスビジネスクリエーション	3百万円	出店契約における連帯保証
(株)アルプス物流	73 //	土地賃借契約における債務保証
合計	76 //	

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	71,246百万円
短期金銭債務	51,824 //
4. 貸出コミットメントライン契約（借手側）
流動性を確保し、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しています。
当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	30,000百万円
借入実行残高	900 //
差引額	29,100 //

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	345,266百万円
(2) 営業費用 (売上原価と販売費及び一般管理費の合計額)	233,377 //
(3) 営業取引以外の取引高	6,618 //

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 期末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	2,302	1	-	2,304
合計	2,302	1	-	2,304

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものです。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	1,781百万円
未払費用	742 //
投資有価証券評価損	480 //
減価償却費超過額	4,504 //
土地等減損損失	669 //
関係会社株式評価損	3,169 //
未払役員退職慰労金	190 //
たな卸資産評価損	624 //
繰越欠損金	3,471 //
貸倒引当金	814 //
その他	4,066 //
繰延税金資産小計	20,515 //
評価性引当額	△10,837 //
繰延税金資産合計	9,677 //

(繰延税金負債)

前払年金費用	△46百万円
有価証券評価差額金	△358 //
その他	△47 //
繰延税金負債合計	△451 //
繰延税金資産の純額	9,225 //

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.7%
(調整)	
評価性引当額減少	△22.9 //
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.8 //
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 //
税額控除	△4.8 //
その他	△1.5 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.0 //

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

当事業年度の末日における未経過リース料

1年内	286百万円
1年超	29 //

関連当事者との取引に関する注記

子会社との取引

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)1,2	科目	期末残高 (百万円) (注)1
子 会 社	ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC.	所有 直接 100%	役員の兼任	電子部品の販売	29,723	売掛金	6,238
	ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH	所有 直接 100%	役員の兼任	電子部品の販売	79,589	売掛金	12,915
				資金の貸付	4,112	関係会社 短期貸付金	4,046
	ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	所有 直接 100%	役員の兼任	電子部品の販売	75,784	売掛金	7,952
	ALPS (CHINA) CO., LTD.	所有 直接 100%	役員の兼任	電子部品の販売	44,678	売掛金	5,987
				資金の貸付	3,330	関係会社 短期貸付金	7,861
	ALPS (SHANGHAI) INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.	所有 間接 100%	役員の兼任	電子部品の販売	13,524	売掛金	3,328
	DALIAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	所有 間接 100%	役員の兼任	部品、製品の仕入	29,078	買掛金	4,813
	WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	所有 直接 10.27% 間接 89.73%	役員の兼任	部品、製品の仕入	56,164	買掛金	4,287
DONGGUAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	所有 間接 100%	役員の兼任	部品、製品の仕入	32,403	買掛金	4,508	
ALPS ELECTRONICS TAIWAN CO., LTD.	所有 直接 100%	役員の兼任	電子部品の販売	23,969	売掛金	3,447	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しています。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上決定しています。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	883円77銭
2. 1株当たり当期純利益	168円88銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	168円82銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

純資産の部の合計額 (百万円)	173,315
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	180
(うち新株予約権 (百万円))	(180)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	173,134
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	195,904

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1株当たり当期純利益	
当期純利益 (百万円)	33,084
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	33,084
普通株式の期中平均株式数 (千株)	195,904
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額 (百万円)	—
普通株式増加数 (千株)	73
(うち新株予約権 (千株))	(73)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

アルプス電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 花 藤 則 保 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 純 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルプス電気株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルプス電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

アルプス電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 花 藤 則 保 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 純 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルプス電気株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の①及び②の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月24日

アルプス電気株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高 村 秀 二 ㊟

監 査 等 委 員 藤 井 康 裕 ㊟

監 査 等 委 員 飯 田 隆 ㊟

監 査 等 委 員 秋 山 洋 ㊟

監 査 等 委 員 國 吉 卓 司 ㊟

(注) 監査等委員 飯田 隆、秋山 洋及び國吉 卓司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上